

医師の「働き方改革」へのご協力をお願い

2024年4月1日から医師に対する時間外労働の上限規制が適用されます。

現在の医療体制は、医師による長時間労働によって支えられている現状があり、全国的に大きな問題となっています。当院におきましても、医師の健康が確保されない状態の診察は、結果的に患者様にとって不利益をもたらす可能性もあることから、医師の働き方改革に取り組んでいます。

当院の取り組み

1. 病状説明や治療方針の説明等は、**平日午前10時～午後5時**にお願いいたします。また、説明を受けていただくご家族様の代表者を、あらかじめ決めておいてください。
2. 入院患者様の病状説明など、主治医以外の医師が対応することがありますので、ご了承ください。
3. 症状の安定した患者様は、退院に向けての説明を行います。ご理解・ご協力をお願いいたします。
4. 医師が行っている業務のうち、医師以外の業種においても実施可能な業務について他職種（看護師、薬剤師、メディカルスタッフ等）への業務分担を推し進めています。

医師の働き方改革をすすめることは、医師・患者様の双方にとって重要なことです。医師の勤務環境を整え、今後も中核病院として地域医療に貢献し続けることができるよう、患者様、ご家族様のご理解とご協力をお願いいたします。



令和5年（2023年）7月

病院長



医療法人松浦会 姫路第一病院